

富山県知事 殿

高等学校等奨学給付金 (家計急変) 受給申請書

次の4点を確認の上、□に✓を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、富山県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は富山県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

※家計が急変した日の翌月1日(7月1日までに家計が急変した場合は、7月1日)と在籍状況、扶養親族の状況等に変更がある場合は、必ず申告してください。また、申請後に就職等で年収見込額に変更があった場合は、必ず申告してください。

富山県私立高等学校等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所 (保護者等住所)	〒	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等氏名)	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他()		

【対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日		
氏名 (高校生等氏名)									
在学する学校	学校の名称	私立 学校							
		学校の種類・課程・学科：							
	学校の所在地	都道府県	市区町村						
過去の高等学校等における在学期間	学校名	在学期間	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数					
	立	～ 年 月 日 年 月 日		なし	1回	2回	3回	4回	不明
	学校名	在学期間	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数					
	立	～ 年 月 日 年 月 日		なし	1回	2回	3回	4回	不明

【同意事項】 ※該当する□にレ印をつけてください。

↓ 同意しないに☑

富山県私立高等学校等奨学給付金の申請及び受領に関する一切の権限を学校設置者へ委任します。	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
--	-------------------------------	--------------------------------

【家計急変の理由について】

該当する理由に全て☑をし、家計急変となった年月日や理由がわかるように具体的に記載してください。

<input type="checkbox"/> 離職 <input type="checkbox"/> 倒産 <input type="checkbox"/> 収入の減少 <input type="checkbox"/> (その他)
家計急変となった日 年 月 日 (明確な日がわからない場合は月まで記載)
収入の減少の場合は、給与の締日・支払日も記載 (日締 翌月・当月 日支払)

様式1-2 (その2)

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について】
(次のいずれかの該当する口にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	<input type="checkbox"/>	日本国
②	<input type="checkbox"/>	日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する口にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	<input type="checkbox"/>	特別永住者					
④	<input type="checkbox"/>	永住者					
⑤	<input type="checkbox"/>	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日
⑥	<input type="checkbox"/>	永住者の配偶者等					
⑦	<input type="checkbox"/>	定住者	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日
			日本国に永住する意思の有無	<input type="checkbox"/>	はい(あり)	<input type="checkbox"/>	いいえ(なし)
⑧	<input type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日
			日本国の小学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
				小学校名			
			所在地	都・道・府・県			
			日本国の中学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
				中学校名			
			所在地	都・道・府・県			
			日本国で就労する意思の有無	<input type="checkbox"/>	はい(あり)	<input type="checkbox"/>	いいえ(なし)
⑨	<input type="checkbox"/>	上記以外の在留資格(留学等)	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について】

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの口にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	<input type="checkbox"/>	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	<input type="checkbox"/>	「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
③	<input type="checkbox"/>	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
④	<input type="checkbox"/>	以下に該当するため、①～③のいずれの書類も添付しません。
		以下のすべてに該当
		かつ
		以下のいずれかに該当
		<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者 ・国籍が「日本国以外」 ・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」
		<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない場合 等

(生徒の国籍が「日本国以外」であって、在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校及び中学校を卒業したことを証明する書類について、次の⑤、⑥のいずれにも口にレ印を付けて申請してください。)

⑤	<input type="checkbox"/>	「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
⑥	<input type="checkbox"/>	「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

様式1-2 (その3)

【生業扶助(高等学校等就学費)を受けていないことの確認】

下記の内容を確認の上、口に✓を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
--------------------------	---

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の家計急変の状況について】（該当する口にレ印を付けてください。）

(1) 次の者の家計の状況の確認書類及び（記入上の注意【生計維持者の家計急変の状況について】ホに該当する場合）扶養親族申告書を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等 【扶養誓約欄】 私と高校生等は、基準日現在（7月1日※前倒しの場合は4月1日）において、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。 申請者（生計維持者）氏名 ◆
⑥	<input type="checkbox"/>	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等
⑦	<input type="checkbox"/>	課税証明書を提出しません。 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする。

(2) 確認書類を提出する者の氏名・高校生等との続柄を記入してください。

ふりがな		高校生等との続柄
氏名		

ふりがな		高校生等との続柄
氏名		

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(1)⑤及び⑥並びに⑦の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

(注) 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、お住まいの都道府県へ相談してください。

- ハ (1)①、③又は④に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。

- ニ (1)⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。

ひとり親等の場合は父又は母のみ）

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合

当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 【生計維持者の家計急変の状況について】①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ハ 【生計維持者の家計急変の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ 【生計維持者の家計急変の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

ホ（専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上（専攻科多子世帯）に該当する場合は、生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等とともに添付してください。

留意事項

イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。

なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。